

○昭和二十六年通商産業省告示第百四十九号（火薬類取締法施行規則第七十五条第五号の規定に基づく学校教育法による高等学校若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校と同等以上と認める学校）

（昭和二十六年五月二十六日）

（通商産業省告示第百四十九号）

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第七十五条第五号の規定により、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校または旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校と同等以上と認める学校を次のように指定する。
旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校またはこれと同等以上の学校